

■議案第41号 平成29年度 四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について

【要旨】

この契約は、平成29年度における一般廃棄物の指定ごみ袋を購入するものであり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する議会の議決に付すべき財産の取得であるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契約件名	平成29年度 四万十町指定ごみ袋購入事業
納入場所	四万十町 秋丸 地内
契約金額	5,988,600円（内消費税443,600円）
契約の相手方	高知市弘化台19番35号 第一化成株式会社 代表取締役 岸本 顕
購入物品	指定ごみ袋 可燃（大） 450,000枚 可燃（小） 125,000枚 資源（大） 50,000枚 資源（小） 35,000枚

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。